様式第２号（第２条第２項関係）

　　年　　月　　日

富山県知事　様

主たる事務所の所在地

法人の名称

　　　代表者氏名

住宅確保要配慮者居住支援法人指定に関する誓約書

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第40条に規定する住宅確保要配慮者居住支援法人について、指定申請書に記載の申請者及び法人等の役員等は、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。

記

１　成年被後見人又は被保佐人

２　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

３　禁錮以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して２年を経過しない者（執行猶予中の者、執行の免除を受けた者も含む）

４　法第50条第１項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して２年を経過しない者（当該取消しの日前30日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から２年を経過しない者を含む。）

５　債権の取立てに当たり、貸金業法（昭和58年法律第32号）第21条第１項（同法第24条第２項、第24条の２第２項、第24条の３第２項、第24条の４第２項、第24条の５第２項及び第24条の６において準用する場合を含む。）の規定に違反し、若しくは刑法（明治40年法律第45号）若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者

６　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員又は同号に掲げる暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）

７　営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前１号から６号までのいずれかに該当する者

８　法人等の役員等で、前１号から６号までのいずれかに該当する者

９　暴力団員等がその事業活動を支配する者